

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)

令和元年12月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900060号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900012号

## 第1 結論

昭和45年2月から昭和48年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年2月から昭和48年12月まで

私は、義母に勧められたことをきっかけに、夫の転職と同時期の昭和45年2月頃にA県B市で国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずである。請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和48年12月20日にC社会保険事務所(当時)からC市に払い出された記号番号の一つであることが確認できるところ、請求者に係る特殊台帳及び国民年金被保険者名簿により、請求者は、昭和49年1月24日に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、B市のD団地近くの支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、同市の担当者は、D団地近くのE支所において、国民年金の加入手続や保険料納付ができるようになったのは、昭和57年4月からであると回答していることから、昭和45年当時に同支所で国民年金関係の手続を行うことはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和44年から昭和48年までの間にB市に払い出された記号番号を目視で調査したものの、請求者に係る記号番号は見当たらないことから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。